

# うきは市農業委員会第16回総会議事録

〔開催日時〕 令和7年6月10日（火）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

（出席委員）

会長 16番 佐々木 芳幸

副会長 15番 家永 学

委員 1番 樋口 美智子 7番 後藤 一善

2番 古賀 和妃郎 8番 尾花 里美

3番 山下 智 9番 野村 啓次

4番 樋口 幸代 10番 佐藤 康成

5番 内山 良江 11番 石井 信一

6番 上村 泰司 13番 熊谷 正二

14番 高浪 眞次

欠席委員 12番 森 和正

（農業委員会職員）

課長 森山 益資 係長 石橋 浩二 主事 佐藤 光亮

+

会長 挨拶

事務局長 それでは議案審議報告に入らせていただきます。

これよりは農業委員会規則により会長が議事進行をお願いしたいと思います。

会長よろしく願います。

議長 それでは、本日の議事録署名人を2番委員3番委員さんをお願いしたいと思います。またこのあとは合同会議が控えておりますのでよろしく願いいたします。それでは農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号上程)

事務局

(議案第号朗読・説明)

議長

それでは分科会の説明を求めます。

分科会

御覧の通り現在は雑草が生えております。東側には住宅があり北と西には柿の木がなっている状態です。現状と集落接続の観点からみても問題ないかと思えます。

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

2番

申請地の隣の土地は住宅建築をする予定としてすでに転用許可はおりましたが、今回の申請地に関して柿の木が残っていたため、地目が農地になったままだったようです。特に問題ないかと思えます。皆様の審議をお願い致します。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号上程)

事務局

(議案第2号-1朗読・説明)

議長

それでは担当委員が私ですので説明をいたします。この土地に関しては現在すでに譲受人が借受けて耕作をしている状態です。譲渡人は高齢のため今後耕作をすることもできないということで、特に問題ないかとおもいます。皆様のご審議をよろしく願います。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ですので許可とします。

引き続き議案第2号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-2上程)

事務局 (議案第2号-2朗読・説明)  
議長 それでは担当委員の説明を求めます。  
2番 この土地の譲渡人が高齢で土地の管理ができないからということで、前々から土地の管理をされていた譲受人が今後も引き続き管理をしていくということです。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。  
議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-3上程)

事務局 (議案第2号-3朗読・説明)  
議長 それでは担当委員の説明いたします。  
2番 この土地に関しては申請地の北側を譲受人が管理をしており、譲渡人が高齢のため南側の当該地も管理をしてほしいということで今回の申請に至っております。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。  
議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-4上程)

事務局 (議案第2号-4朗読・説明)  
議長 それでは担当委員の説明を求めます。  
5番 事務局の説明のとおり先月の総会にあがった土地が一筆もれていたということで、今回の申請に至っております。問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。  
議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号-5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-5上程)

事務局 (議案第2号-5朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

7番 申請地の一部は荒地になっており耕作困難ということで、新たな人が耕作してくれるのであればそちらの方がいいということで申請に至っております。問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号-6を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

(議案第2号-6上程)

事務局 (議案第2号-6朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

14番 譲受人3名は共有名義でぶどうの耕作予定とのこと。今後はこのぶどうを使い果樹酒加工販売をしたいといった構想をお持ちのようです。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-6について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号-7を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-7上程)

事務局 (議案第2号-7朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

6番 譲渡人は相続により取得しておりますが、本人がまだ若く学生の為、耕作困難ということです。そのため以前から当該地を管理していた譲受人へ贈与することになったようです。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-7について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号-8を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-8上程)

事務局 (議案第2号-8朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

10番 これまでも譲受人が管理をしてきたようです。今回譲渡人が体を悪くし、遠方でもあるため譲受人へ今後の土地の管理も依頼し贈与ということになっております。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-8について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号-9を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-9上程)

事務局 (議案第2号-9朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

8番 申請地が譲受人宅の隣地ということで、取得し管理していくことを考えると非常に適していると思えます。取得後は家庭菜園をする予定だそうです。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-9について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案に入りますが、関連する議案のため、第2号-10・11を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-10・11上程)

- 事務局 (議案第2号-10・11朗読・説明)
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 10番 議案11の譲渡人の方が体を悪くし耕作困難ということで譲受人へ譲渡いたします。議案10の譲渡人は議案11の譲受人でありますので代替地を取得するため、申請地の譲渡に至っております。議案10の譲受理由は隣地の取得になっております。特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願いたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 質疑なしと認めます。  
採決に入ります議案第2号-10・11について賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)
- はい、全員賛成ということで許可といたします。  
引き続き、議案第2号-12を議題とします。事務局の説明を求めます。  
(議案第2号-12上程)
- 事務局 (議案第2号-12朗読・説明)
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 3番 先月総会で不許可になった申請地でございますけども、不許可になった理由であるR6年に取得されて荒れていた土地を事務局含め4人で現地確認、ならびに協議をしましてまいりました。荒れていた土地も今回きれいに整備されており、今回の申請については特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願いたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 質疑なしと認めます。  
採決に入ります議案第2号-12について賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)
- はい、全員賛成ということで許可といたします。  
引き続き、次の議案に入りますが議案第2号-13を議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
(議案第2号-13上程)
- 事務局 (議案第2号-13朗読・説明)
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 14番 譲渡人は遠方のため耕作困難ということで、現在も譲受人申請地の管理をして

いる状況であります。なんら問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-13について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号-14を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-14上程)

事務局 (議案第2号-14朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

9番 譲渡人は現在遠方のため、管理が困難ということです。譲受人は今回譲渡人が所有の民家を購入するにあたり、譲渡人所有の農地の取得に至りました。非常に高齢化の進む集落に若い方が移住することはとてもよいことですので問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-14について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き、議案第2号-15を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-15上程)

事務局 (議案第2号-15朗読・説明)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

7番 今回の申請地の隣地で譲受人は柿を栽培しています。譲渡人は耕作しておらず荒地になっていたため、譲受人が柿を植えたいと申し出たことにより今回の申請に至っております。荒地が耕作地になるということで問題ないと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第2号-15について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き議案第3号うきは市農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

(議案第3号上程)

農政係

(議案第3号朗読・説明)

議長

今回二班に分けて現地確認をおこなっております。それでは分科会の意見をそれぞれ求めます。

11番

1-1と2、2-1と2-2、6-1から6-3まで説明いたします。すでに隣地は地上げをしております。以前は植木をしておりましたが、今回地上げを拡張し、申請者が事業の為に有効に活用するという事で除外の申請がでております。

2-1、2-2については、申請者が今後店舗を立てる予定であることから今回の除外の申請に至っております。6-1から6-3については、周辺地は農振編入が完了しております。今回の申請地も形は悪いが農振編入したいということで特に問題ないかと思えます。

皆さんの審議をお願いいたします。

議長

それでは引き続き二班の意見を求めます。

8番

申請に上がっている全ての筆が既に山と化しているため今回の除外編入は致し方ないかと思えます。皆さんの審議をお願いよろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

はい質疑なしと認めます。

採決に入ります議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで市長の方へ報告いたします。

議長

全員賛成ということでうきは市長に報告いたします。

それではこれより報告事項にしたいと思います。

(報告第1号上程)

事務局

(議案第1号朗読・説明)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印